

令和 5 年第 8 回守山市農業委員会総会議事録

第 8 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 5 年 8 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 39 号～議第 43 号

議第 39 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 40 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に

対し、許可をすることについて

議第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に

対し、許可をすることについて

報告第 29 号～報告第 33 号

報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による

届出の報告について

報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による

届出の報告について

報告第 31 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ

いて

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借

解約通知について

報告第 33 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 今井 清市

2 本城 康吉

3 杉江 和

4 國枝 敏孝

5 木村 喜代子

6 深尾 円

7 大島 常弘

8 村瀬 伸一郎

9 岡本 良一

10 高橋 謙二

12 辰市 祐洋

13 西 直幸

14 大崎 恭義

15 九重 智子

16 千代 博

17	今井 誠二	18	西出 登志和	19	寺田 安喜雄
20	西村 明弘	21	宇野 正	22	中島 耕治
23	西村 正秋	24	西村 潔	25	山本 麻紀代
26	秋山 新治				

3 欠席委員は、1名です。

11番 服部 重信 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠 敏宏
局 員	参事	岡田 秀樹
局 員	専門員	吉川 与司一
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	福嶋 信宏
農政課	主事	佐薙 由布紀
農政課	事務員	杉本 咲絵

○局 長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 5 年第 8 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 8 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 5 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

3 番 杉江 和 委員

4 番 國枝 敏孝 委員 を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 39 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 39 号 農業経営基盤強化促進法
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 39 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 39 号につ
きまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進

法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 39 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今回、初めて農地を借り受ける方がおられ、農福連携とありますが、他にこのような形で借り受ける方はおられますか。

○農政課

野洲川跡地の南流地先で、農福連携として借り受け耕作されているのが 1 件あります。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今回、初めて借り受ける方は 9 年余りと長い期間であり長いと感じますので、もう少し短い期間で「様子見」とす

ることではないですか。

○農政課

貸付期間につきましては、所有者と借り受け人が話し合いの中で取り決めされたもので、行政としましては適正な農地利用であることで計画するものです。

○●番 ●● ●●委員

双方の合意であれば、特段問題とすることではないのですね。

○農政課

農地の利用状況が芳しくないとかになりますと、県の普及員や市が指導させていただくことを考えています。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり

計画の決定をすることすることに決しました。

○議 長

次に、議第 40 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の意見聴取について以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 40 号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （第 9 条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について農業委員会の意見を伺うものです。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の内容を説明】

以上で、議第 40 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、意見を求めます。意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

農地中間管理事業で借り受けることができるのは「地域計画」が策定されている地域の農地だけになりますか。

○農政課

国より新たな通知がありまして、「地域計画」が策定された地域の農地は「地域計画」に基づき農地中間管理事業を通じた利用権設定とあったのですが、今回、「地域計画」が未策定地域に関しましても、農地中間管理事業の利用が可能となり、令和6年度以降も「地域計画」が未策定であっても農地中間管理事業の活用が可能となりました。

○●番 ●● ●●委員

「地域計画」で除外された農地はどのようなになりますか。

○農政課

「地域計画」で設定されていない農地も農地中間管理事業の活用が可能になります。

○●番 ●● ●●委員

それでは、令和7年度以降の農地の集積計画は農地中間管理事業のみとなり、相対の貸し借りはなくなるのですね。

○農政課

はい、農地の貸し借りは農地中間管理事業に一本化され

ます。

○●●番 ●●● ●●●委員

令和 6 年 12 月までは、「地域計画」が策定されていない
農地も相対の貸し借りが可能ということですね。

○農政課

はい、令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

○議 長

他に、意見はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

相対で締結するのが令和 7 年 3 月 31 日まで有効であり、
相対の賃借のすべてが令和 7 年 3 月 31 日で解かれること
ではないですね。

○農政課

はい、そのとおりです。新たな相対の賃借の設定が令和
7 年 3 月 31 日までできるのであって、賃借の期間の終わ
りが令和 7 年 3 月 31 日までではありません。

○議 長

委員の皆様には、地域の農業者から相談があった場合に
は、説明いただけるようにお願いします。

○議 長

他に、意見はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案の農用地利用集積等促進計画について「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

ご意見無しと認めます。よって、本件は、原案の農用地利用集積等促進計画について「意見無し」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 41 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規

定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第41号の提案理由の説明
を申し上げます。

議案書3ページ、位置図2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての
許可案件でございます、本委員会の決定を求めるもので
ございます。

今月は、1件でございます。

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 3.3平方
メートルの畑、同じく 〇〇 〇〇〇〇番〇 3.3平方
メートルの畑で 2筆合計 6.6平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。 譲
受人の現在の経営面積は、2.7アール、通作距離は0.5キ
ロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用にも支障ありません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第41号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員である●●

●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、周辺地は畑地であり自家用野菜を栽培されている区域です。今回、一坪程度の土地ではありますが、譲り受け人が今まで耕作されていることから、是正措置として所有権移転されることになり、自家用野菜を栽培されますので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく願ひいたします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 42 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 42 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 42 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 4 ページ、位置図 3 ページからとなります。こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1 件でございます。(位置図 P 4 ～ 7)

こちらは一時転用の更新の案件です。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 2,685 平方メートルの内
7.68 平方メートル(支柱部分)で、地目は畑です。

申請人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳で、事由は営農型太陽光発電設備です。

当該施設は平成 26 年から設置されており、土地の所有者で申請人の祖母である〇〇 〇〇さんが今年 5 月に亡くなられたこと、および、3 年ごとの一時転用許可が必要なことから、このほど相続人の名義で更新の申請をされた

ものです。

営農型ですので、現在、太陽光発電設備（パネル）の下に温室を設置され、〇〇〇〇〇〇を栽培されています。毎年2月に農作物の生産に係る状況報告がされており、年間75 kgの収量を維持されていることから、継続して営農されているものと判断します。

立地基準につきましては、農用区域内農地（青地）ですが、3年以内の一時転用で位置が限定され、農振整備計画の達成に支障がないことから許可相当と考えます。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第42号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

本件は、前委員の方が確認され申請されています。新しい担当は●● ●●委員になりますが、何か引継ぎを受けられ報告いただけることはありますか。

○●番 ●● ●●委員

当該の営農型太陽光発電ですが、平成26年に設置され

て以降、3年ごとの3回目の更新となります。私も現地確認しておりますが、問題は無く設置運営されていることを確認しております。

以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ありません。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

○●番 ●● ●●委員

確認になりますが、土地の取得年月日欄に「手続き中」とありますが、説明をお願いします。

また、3年ごとの更新となりますが、このように繰り返すことになるかと恒久的な転用に思われますが、いかがですか。

○事務局

土地の取得年月日の「手続き中」につきましては、死亡

された所有者が取得した日を記載しておりますが、「遺産分割協議書」が作成され、申請人が相続人として表記されている事情を確認しております。また、現在、登記の手続き中となっております。

次に、一時転用の期間が終わりには「農地の復元」が条件となっております。今回の案件では、更新を繰り返し行っているものの、事業終了後には設備を撤去し「農地を必ず復元する」と誓約が出ておりますし、撤去・復元に係る見積書やそれに対する費用の確保も確認されております。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

太陽光発電の面積が当該地の畑2,685平方メートルの内282平方メートルで、○○○○栽培されているようですが、残りの2,400平方メートルの耕作状況はどのようになっていますか。

○事務局

まず、当該地は畑地であり稲作ではありません。しかしながら、現在、作付けされている状況でなく保全管理の様子が伺えます。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

太陽光発電の面積が当該地の畑2,685平方メートルの内
282平方メートルですが、その受益地と申しますか、太陽
光の影響を受ける面積は280平方メートルなのか、1反あ
るいは2,685平方メートルすべてなのか、申請の際に報告
がありましたか

○事務局

太陽光パネルが設置されている面積が282平方メートル
でして、自家消費される電力はなくすべて売電となりまし
て、受益を受ける面積は求めることはできないと思います。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま
せんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする

ことに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 43 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 43 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 5 ページ、位置図 8 ページからとなります。こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 9-10)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 89 平方メートル、登記
地目：畑で現況は雑種地、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は 大津市〇〇〇
〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事理事長
〇〇 〇〇 です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載の
とおりで、契約内容は売買。事由は農作業場です。

なお、周辺の土地は昭和40年代に〇〇が〇〇〇〇〇〇〇
〇の敷地として農地転用の許可を受けて取得されており、
今回の案件は当時の許可申請等がもれていたものが発覚
したため、無断転用の是正案件として申請されたものです。

立地基準の判断については、集落内であり、周辺が宅地
化しており、住宅等が連たんしている区域内的の農地である
ことから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題
はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相
当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P11-12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 634 平方メートルの田で
譲渡人は大阪市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号

〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および〇〇町 〇〇 〇〇〇
〇番 449 平方メートルの田で譲渡人は〇〇町〇〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、2筆合計 1,083 平方メ
ートルです。譲受人は〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は議案書に記
載のとおりで、契約内容は売買。事由は（譲受人が事業主
である〇〇〇の）資材置場です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件であり、
また利用権の解約が同時にされています。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する
道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇支所、
〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、第 3 種農地
となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題
はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相
当と考えます。

3 番の案件です。（位置図 P 13-14）

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 508 平方メートルの畑で、
譲渡人は大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇

○ ○○ さん ○○歳。および ○○町 ○○ ○○○
○番○ 347 平方メートルの畑で譲渡人は○○町○○○○
番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、2筆合計 855 平方メ
ートルです。譲受人は 草津市○○○ ○丁目○番○-○
号 株式会社○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○
○○ です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（3区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、○○町地区地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、周辺が宅地化しており、住宅等が連たんしている区域内的の農地であることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番の案件です。（位置図 P 15-16）

○○町 ○○○○ ○○○○番 1,030 平方メートルの
田で、譲渡人は○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○
歳。および ○○町 ○○○○ ○○○○番 910 平方メ

一トルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。および 〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番
706 平方メートルの田で譲渡人は〇〇町〇〇番地 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳で、3筆合計2,646平方メートルです。
譲受人は大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株
式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲宅地（8区画）および駐車場です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業許可案件であり、〇〇町地区地区計画区域内でございます。

立地基準の判断については、周辺が宅地化しており、住宅等が連たんしている区域内的の農地であることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第43号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきますが、これらの案件についても前

任の委員が確認されていますが、何か報告をいただければと思います。

まず、1 番の案件を担当者の●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件は、事務局の説明のとおりで、昭和 47 年に施設の設置の際に転用手続きの中、この筆が取り残されていたようです。現地におきましては施設の敷地の一部となっており、周囲の農地に影響を与えるものではなく、水利組合の同意もあることから、問題は無いものと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 長

この地先の新しい担当委員である●● ●●委員、何か発言はありますか。

○●番 ●● ●●委員

ありません。

○議長 長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件は事務局の説明のとおりで、建設足場の資材置場として保有されている資材置場が狭隘なことから申

請されたものです。隣接農地の同意や水利組合の同意も得られていることから、問題無いものと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 長

続いて、3番の案件は●● ●●委員になりますが、前任の委員から申し送り等あればお願いします。

○●番 ●● ●●委員

前任者から「問題ない」と聞いておりますし、私も現地確認して、問題無いと確認しました。

以上です。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4番の案件は、地区計画区域内の農地でありますので、問題は無いと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはありませんか。(●● ●●委員、●● ●●委員)

○当番委員 (●● ●●委員)

3番の案件で、排水に不備があるようですので、U字溝

の設置が望ましいのではないかと思ったところです。

以上です。

○議 長

その排水とは、どこですか。

○●番 ●● ●●委員

道路に沿って排水路がありますが、その整備となります。

○議 長

事務局、いかがですか。

○局 長

周辺の既存の排水路の整備等につきまして、この案件は都市計画法による開発許可該当であり、開発許可基準に従い指導等がなされることとなりますので、そちらの方で対処されることとなります。

○議 長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 29 号から第 33 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定によ

る届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 31 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

11 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 33 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 30 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 8 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 杉江 和 委員

4 番 國枝 敏孝 委員